



平成 27 年 11 月 24 日

会社名	株式会社ネクシィーズ
本店所在地	東京都渋谷区桜丘町 20 番 4 号
代表者	代表取締役社長 近藤太香巳
上場取引所	証券コード 4346 東証第一部
問い合わせ先	責任者役職名 専務取締役管理本部長
	氏名 松井 康弘
	電話番号 (03) 5459-7444

各 位

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日、取締役会において「定款一部変更の件」を平成27年12月15日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社の持株会社としての位置付けをより明確にし、グループ経営体制を強化するため、商号を「株式会社ネクシィーズグループ」に変更するものです。
- (2) 今後の事業拡大に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するとともに、条文の整備を行うものです。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条第2項及び第30条第2項の規定の一部を変更するものです。なお、第24条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ています。
- (4) その他必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は下記のとおりであります。(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第31条 当社は、株式会社ネクシィーズと称し、英文では <u>Nexyz. Corporation</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1)～(45) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. ～6.</u> (記載省略)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ネクシィーズグループと称し、英文では <u>Nexyz. Group Corporation</u> と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(1)～(45) (現行どおり)</p> <p><u>(46) コンピュータ、ネットワークシステムの企画、開発、プログラミング、製造、販売及び賃貸</u></p> <p><u>(47) 映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売</u></p> <p><u>2. 各種環境関連設備の販売</u></p> <p><u>3. ～7.</u> (現行どおり)</p>
<p>(責任免除) 第24条 (記載省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第24条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(責任免除) 第30条 (記載省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役 of 責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第1条の規定の変更は、平成28年4月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は第1条の変更の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

以上

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 27 年 12 月 15 日 (火)
定款変更の効力発生日(予定) 商号変更：平成 28 年 4 月 1 日 (金)
商号変更以外：平成 27 年 12 月 15 日 (火)

以上